



学寮に関するアンケートの集計報告

昭和52年11月

国立大学協会
第3・第4常置委員会

は し が き

学寮建設についての要望が最近国立大学の間で急激に高くなったことから、昭和50年11月の国立大学協会第57回総会で、関係委員会において学寮について研究調査されたい旨の付託があり、これをうけて第3及び第4常置委員会が学寮に関する調査を実施することになった。

本件調査報告は、このような国立大学協会総会の付託に基づいて、第3及び第4常置委員会が昭和51年7月実施したアンケート調査の結果を学寮問題小委員会が集計し、これを第3及び第4常置委員会が検討整理した報告である。

本件調査報告は、意見調査の報告と実態調査の報告とに分れるが、意見調査の内容は比較的少なく、実態調査の関係のものがその大部分をしめている。

昭和52年11月

第3常置委員会

第4常置委員会

目 次

は し が き

学寮に関する意見調査の報告 ——— 1

学寮に関する実態調査の報告 ——— 4

I 学寮の形態について ——— 4

II 寮生の範囲，在寮期間等について ——— 6

III 入退寮について ——— 8

IV 光熱水料（基本料金を除く）について ——— 19

V 寮生の食事情況について ——— 25

調査票雑型 ——— 28

学寮に関する意見調査の報告

今回実施したアンケート調査は、学寮の実態調査に重点をおいたため、意見調査としては、各大学がいかなる観点から（1.大学の立地条件、2.福利厚生施設、3.教育的効果、4.大学（学部）の特殊性、5.その他）学寮を必要とするかについて、その必要度を7段階に分けて調査するとどめた。

その結果、83大学から回答が寄せられたが、このうち、複数の学寮を持つ大学で、学寮によって異なる意見を回答した大学があったので、集計としては127を対象とした。

集計の結果は表Ⅰのとおりである。なお、調査における7段階の必要度を、便宜的に3段階に区分したものが表Ⅱである。

アンケート項目の備考欄に付記された補足的意見のうち、比較的多いもの、あるいは注目すべきものについて集約すると次のとおりである。

1. 立地条件に関するもの

- イ) 県外出身者の増大。
- ロ) 下宿・貸間の不足。
- ハ) 大学の統合・移転による環境の変化。
- ニ) 積雪地等の特殊事情。

2. 福利厚生施設に関するもの

- イ) 経済的困窮者の負担軽減。
- ロ) 単なる厚生施設ではなく、教育的意義を併存させる。
- ハ) 福利厚生施設であることは、光熱水料費等の私生活費個人負担の原則を免除するものではない。特に、大学が校費等の持ち出しによって補填している現状は打破しなければならない。
- ニ) 一般学生に比べて、寮生を特に優遇する必要はない。

3. 教育的効果に関するもの

イ) 人格形成の場から遠のいている。

ロ) 特定の学生運動の拠点となっている。

ハ) 将来、教員となるものには、その人間形成の上で役立つ(教育系大学、教員養成課程の学部)。

ニ) 自治意識の涵養に役立つ。

4. 大学(学部)の特殊性に関するもの

イ) 実習や夜間に亘る授業に必要(医科系、農・水産・畜産系の学部)。

ロ) 全寮制の場合。

ハ) その他特に理由を付していないが、学部寮の必要性を挙げるもの。

意見調査の集計(1)

表 I

必要度 観点	1 絶対必要	2 必要	3 あ よ った 方が いい	4 ど い ち ら と も い え な い	5 ど い 方 が よ い か ら い と い	6 な い 方 が よ い	7 不 必 要	回 答 な し	計
1. 立地条件 からみて	30 23.6%	38 29.9%	35 27.6%	14 11.0%	3 2.4%	1 0.8%	1 0.8%	5 3.9%	127 100.0%
2. 福利厚生 施設とみて	29 22.8%	51 40.2%	36 28.4%	4 3.1%	3 2.4%	0	0	4 3.1%	127 100.0%
3. 教育的効 果からみて	6 4.7%	21 16.6%	25 19.7%	50 39.4%	7 5.5%	7 5.5%	5 3.9%	6 4.7%	127 100.0%
4. 大学(学 部)の特 殊性から	17 13.4%	19 15.0%	28 22.0%	37 29.1%	3 2.4%	1 0.8%	4 3.1%	18 14.2%	127 100.0%

* 上段は回答数

意見調査の集計 (2)

表 II

観 点	必要 度	1～3	4	5～7	回答なし	計
1. 立地条件からみ て		103	14	5	5	127
		81.1%	11.0%	4.0%	3.9%	100.0%
2. 福利厚生施設と みて		116	4	3	4	127
		91.4%	3.1%	2.4%	3.1%	100.0%
3. 教育的効果から みて		52	50	19	6	127
		41.0%	39.4%	14.9%	4.7%	100.0%
4. 大学(学部)の 特殊性から		64	37	8	18	127
		50.4%	29.1%	6.3%	14.2%	100.0%

* 上段は回答数.

学寮に関する実態調査の報告

学寮に関する実態調査としては、(1) 学寮の形態、(2) 寮生の範囲、在寮期間、(3) 入退寮、(4) 光熱水料、(5) 寮生の食事情、等についての現状を把握することに主眼をおき、本報告書添付の調査票によって調査を行った。本報告はその集計結果の概要を紹介したものである。なお、学寮数等については各調査項目によって若干の変動がある。

I 学寮の形態について

国立大学の学寮総数は225で、その定員総数は3万9千余名である。これは国立大学の学生総数36万余名に対して、10.8%である。学寮定員に対して、現員は2万7千余名であり、入寮率は71%で、学生総数に対する割合は7.5%である。このことから明らかなように、学寮定員そのものが学生総数に比べて極めて少ないにも拘らず、現実の利用者は定員をはるかに下廻っている。

学寮の利用者を学寮の形態との関連々係についてみると、旧寮の利用率は57%であるのに対して、新寮のそれは76%を占めており、男子寮の利用率が65%に止まるのに対して、女子寮のそれは78%である。また、特定の学部学生寮は74あり、学寮総数の30%を占めているが、その内訳としては、教育学部、工学部、農学部、医学部寮が比較的多い。

資料 国立大学学寮の形態について

〔資料の読み方〕

本件資料の作成にあたって、次の方法を採用した。

1. 寮の総数は各大学の名称のある寮を1つとして集計した。従って棟数

とは関係がない。

2. プレハブ、モルタルは木造とみなした。
3. 男女共用の寮は男子寮、女子寮の各々に加算した。
4. 男女共用の寮で、男女寮生の定員、現員の不明のものは、それぞれの寮生数に加算していない。
5. 新・旧共用の寮は新寮・旧寮のそれぞれに加算してある。
6. 旧寮には鉄筋寮（戦前に建築されたもの）も含まれる。
7. 新・旧および木造・鉄筋共用の寮のうち、定員・現員不明のものは、それぞれの寮生数に加算していない。

	調査項目	寮の数	定員(名)	現員(名)	割合	
1	学寮全体	225	39,109	27,783	71%	
2	新寮	121	26,003	19,762	76	
	旧寮	112	11,145	6,435	57	
3	木造寮	106	9,999	5,729	57	
	鉄筋寮	117	27,161	20,593	76	
4	男子寮	164	27,512	17,985	65	
	女子寮	76	6,490	5,042	78	
5	特定の学部学生の寮	74	10,335	6,197	60	
6	学生総数 361,073名					
7	特定の学部学生寮をもつ学部学生総数 85,144名					
8	特定の学部学生寮の学部別寮の数					
	教養学部	1	医学部	6	外国語学	1
	水産学部	1	鉾山学部	1	体育学	1
	大学院生	2	女子学生	6	電気通信学	1
	農学部	10	人文・理・医・ 教養・農	2	学部男子	1
	工学部	12	経済学	3	全学部	4
	教育学部	17	園芸学	1	繊維学	1
	医・工・農・教養	1	水・畜産学	1	文・理・教・農学	1
				計		74

II 寮生の範囲、在寮期間等について

寮には入寮資格や在寮期間に1～4年の制限があり、学部学生のうち、学部を問わず、また、学年に関係なく、何らかの選考を経て入寮し、この制限は大体守られているようである。

〔資料の読み方〕

1. 寮の総数は226で、名称のある寮を1寮として計算した。
2. 男女共用寮については、それぞれ別棟のものでも1寮として計算した。

イ. 寮生の範囲

学年に関係なく希望者中から選考	162 (71.7%)
新入生の希望者から選考	27 (11.9%)
学生全員を対象とする選考	1 (0.4%)
その他	32 (14.2%)
募集中止又は閉鎖中	4 (1.8%)

ロ. 寮生の資格制限

(i) 入寮資格制限のないもの	99 (43.8%)
(ii) 入寮資格制限のあるもの	123 (54.4%)
(iii) 不明	4 (1.8%)

(ii) の123寮の内訳

① その他の特定学部、短大など(繊維、体育など)	4
大学院専用	3
② 上記以外の学部学生のみ	28
医学部学生専用	
(但し新設医大は未だ寮のないものが多い)	7
農学部学生専用	9
工学部学生専用	12

教育学部学生専用	16
教養部と学部との混成	12
学部と大学院との混成	12
教養部専用	9

③ 明示的理由なし

(個々の大学により異なるものあり) 11

ハ. 在寮期間

(i) 何らかの制限のあるもの 55 (24.3%)
内訳

制限が守られているもの 86%

制限が守られていないもの 14%

(ii) 制限の内容

4年を限度とするもの 33%

(但し、正規在学期間中、最短修学期間、正規卒業年限等を指す。)

1年又は2年とするもの 各25%

Ⅲ 入退寮について

入退寮に関しては、新入生の入寮選考の形態が、1.大学側のみで行う、2.選考の基準を大学と寮生代表が協議して決め、選考事務は大学側が行う、3.選考の基準を大学と寮生代表が協議して決め、選考事務は寮生側が行う、4.寮生にまかせる、5.その他、のいずれであるかを調べ、補充入寮の選考形態についても同様の調査を実施した。また、入寮に際しての書類の提出状況については、1.何も提出されていない、2.直接に入寮届が提出されている、2'間接に（寮生代表を通じて）入寮届が提出されている、3.直接に入寮願が提出されている、3'間接に入寮願が提出されている、4.直接に入寮願と誓約書が提出されている、4'間接に入寮願と誓約書が提出されている、5.その他、のいずれであるかを調べ、退寮に際しての退寮届・退寮願の提出についても同様の調査を実施した。

その結果、回答があったのは入寮募集を実施している223寮（76大学）であり、その内訳は次の如くである。

新寮を含む寮…… 119寮 女子棟を含む寮…… 77寮

これを全国を4ブロックに分けると、

北海道・東北地区 …… 55寮	関東地区 …… 56寮
中部・近畿地区 …… 61寮	中国四国・九州地区 …… 51寮

である。

また、大学全体の規模ではなく、個々の寮が対象とする学生定員によって5段階に分けると、

0～1,000人 …… 42寮	1,000～3,000人 …… 70寮
3,000～5,000人 …… 43寮	5,000～8,000人 …… 37寮
8,000人以上 …… 31寮	

である。

なお、光熱水料費の徴収実態別にみると、

全面徴収している…… 101寮 一部徴収している…… 88寮
 徴収していない …… 13寮

である。

食堂設備のない寮および全面外食している寮を総称して食堂を欠くものとするとき、これに該当するものは24寮である。

上述した区分と入退寮手続の実態との相関関係を検討すると、次の如くである。

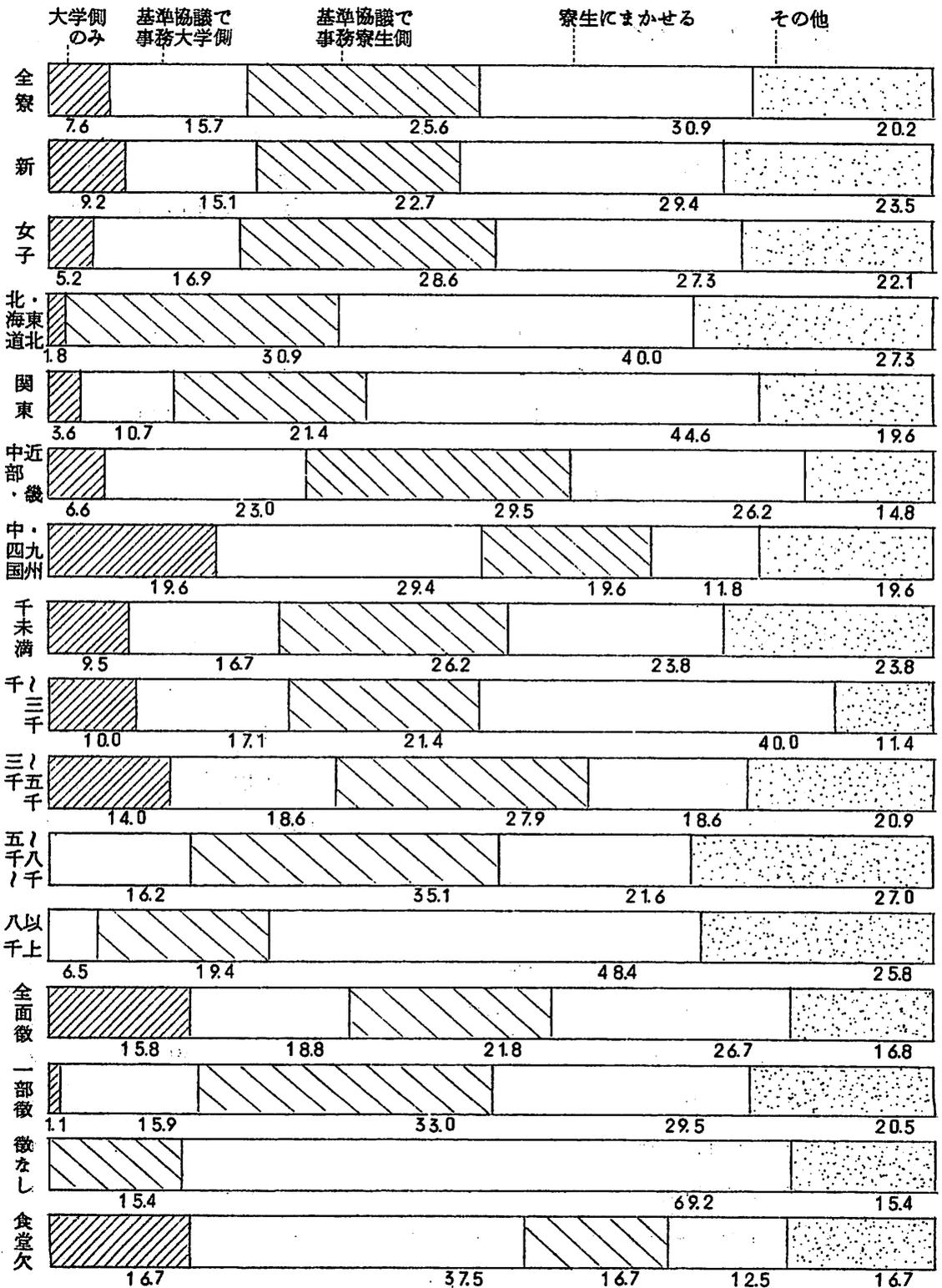
イ. 新入生の入寮選考について

	大学側のみ	基準協議で 事務大学側	基準協議で 事務寮生側	寮生にまか せる	そ の 他	計
全 寮	17 (7.6)	35 (15.7)	57 (25.6)	69 (30.9)	45 (20.2)	223
新	11 (9.2)	18 (15.1)	27 (22.7)	35 (29.4)	28 (23.5)	119
女 子	4 (5.2)	13 (16.9)	22 (28.6)	21 (27.3)	17 (22.1)	77
北海道・東北	1 (1.8)		17 (30.9)	22 (40.0)	15 (27.3)	55
関 東	2 (3.6)	6 (10.7)	12 (21.4)	25 (44.6)	11 (19.6)	56
中部・近畿	4 (6.6)	14 (23.0)	18 (29.5)	16 (26.2)	9 (14.8)	61
中四国・九州	10 (19.6)	15 (29.4)	10 (19.6)	6 (11.8)	10 (19.6)	51
～1,000	4 (9.5)	7 (16.7)	11 (26.2)	10 (23.8)	10 (23.8)	42
～3,000	7 (10.0)	12 (17.1)	15 (21.4)	28 (40.0)	8 (11.4)	70
～5,000	6 (14.0)	8 (18.6)	12 (27.9)	8 (18.6)	9 (20.9)	43
～8,000		6 (16.2)	13 (35.1)	8 (21.6)	10 (27.0)	37
8,000 以上		2 (6.5)	6 (19.4)	15 (48.4)	8 (25.8)	31
全 額 徴	16 (15.8)	19 (18.8)	22 (21.8)	27 (26.7)	17 (16.8)	101
一 部 徴	1 (1.1)	14 (15.9)	29 (33.0)	26 (29.5)	18 (20.5)	88
徴 収 な し			2 (15.4)	9 (69.2)	2 (15.4)	13
食 堂 欠	4 (16.7)	9 (37.5)	4 (16.7)	3 (12.5)	4 (16.7)	24

上表は入寮選考の形態をそれぞれ実数(百分率)で示したもので、その他という回答があったのは全寮223寮のうち20.2%に当る45寮で、その内容を具体的に示しているのは次のようなものである。

大学(学生部長)が許可を与える(責任をもつ)形で寮生に選考をまかせる。	15
選考の基準は大学が決め、選考は協議(寮生意思反映)によって行う。	10
選考の基準を決めるのも、選考するのも協議(寮生意思反映)によって行う。	7
全員入寮をたてまえとしている。	3
大学の選考を拒否して寮生が行っている。	3
選考要領に基づいて大学が選考事務・入寮者を学生部から寮生代表に知らせる。	2
基準は大学が決め、財団が選考、大学が許可	1
主として大学が行うが、定員を超えたとき寮生の委員会の意見を参考に	1
する。	1
大学側と寮生側が別個に選考し、不一致点があれば両者で調整する。	1

なお、上表をそれぞれ帯グラフで示すと、次頁の如くである。



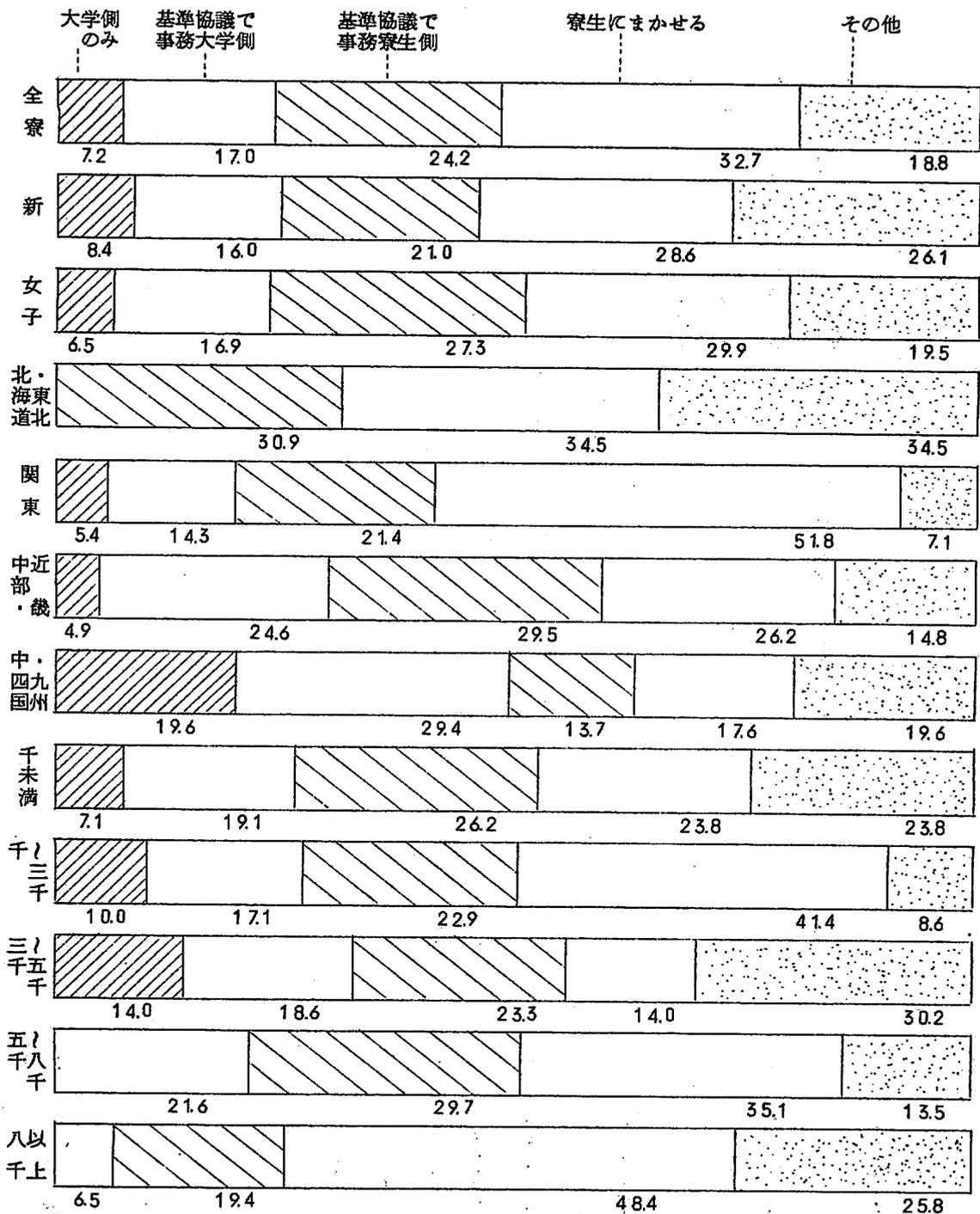
ロ. 補充入寮の場合

	大学側	基準協議で 事務大学側	基準協議で 事務寮生側	寮生にまか せる	その他	計
全寮	16 (7.2)	38 (17.0)	54 (24.2)	73 (32.7)	42 (18.8)	223
新	10 (8.4)	19 (16.0)	25 (21.0)	34 (28.6)	31 (26.1)	119
女子	5 (6.5)	13 (16.9)	21 (27.3)	23 (29.9)	15 (19.5)	77
北海道・東北			17 (30.9)	19 (34.5)	19 (34.5)	55
関東	3 (5.4)	8 (14.3)	12 (21.4)	29 (51.8)	4 (7.1)	56
中部・近畿	3 (4.9)	15 (24.6)	18 (29.5)	16 (26.2)	9 (14.8)	61
中四国・九州	10 (19.6)	15 (29.4)	7 (13.7)	9 (17.6)	10 (19.6)	51
～1,000	3 (7.1)	8 (19.1)	11 (26.2)	10 (23.8)	10 (23.8)	42
～3,000	7 (10.0)	12 (17.1)	16 (22.9)	29 (41.4)	6 (8.6)	70
～5,000	6 (14.0)	8 (18.6)	10 (23.3)	6 (14.0)	13 (30.2)	43
～8,000		8 (21.6)	11 (29.7)	13 (35.1)	5 (13.5)	37
8,000 以上		2 (6.5)	6 (19.4)	15 (48.4)	8 (25.8)	31

上表は、補充入寮の選考形態をそれぞれ実数（百分率）で示したもので、その他という回答があったのは全寮223寮のうち18.8%に当る42寮で、その内容を具体的に示しているのは次のようなものである。

- 大学（学生部長）が許可を与える（責任をもつ）形で寮生に選考をまかせる 11
- 選考の基準は大学が決め、選考は協議（寮生の意思反映）によって行う 10
- 選考の基準を決めるのも、選考をするのも協議（寮生の意思反映）によって行う 5
- 全員入寮をたてまえとしている 3
- 大学の選考を拒否して寮生が行っている 3
- 選考要領に基づいて大学が選考事務・入寮を学生部から寮生代表に知らす 2
- 基準は大学が決め、財団が選考、大学が許可 1
- 願が出れば、自動的に許可する 1
- 補充入寮は原則として認めない。特例として許可したことはある 1

なお、上表をそれぞれ帯グラフで示すと、次頁の如くである。



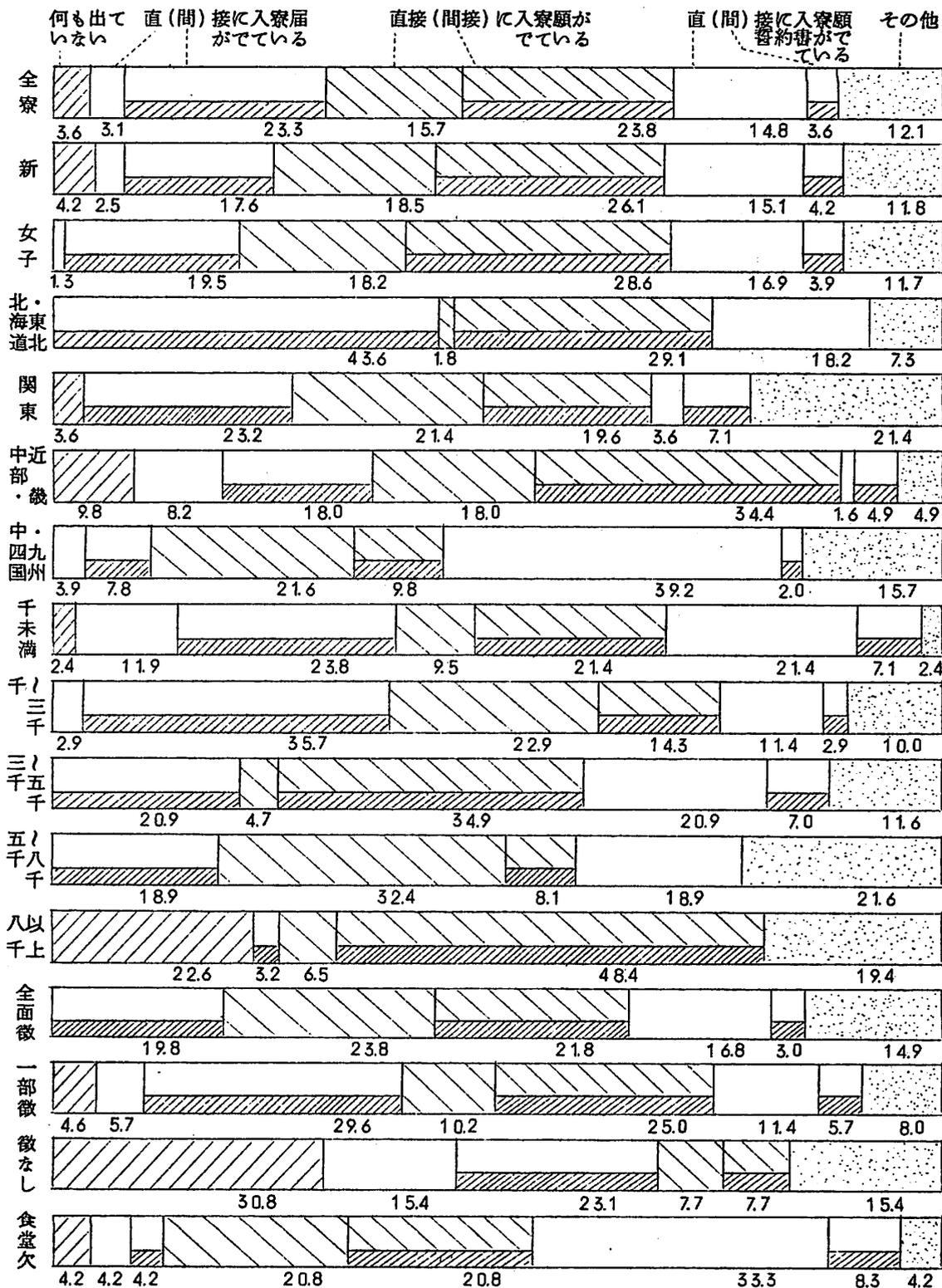
ハ. 入寮に際して

	何もし	直接入寮届	間接入寮届	直接入寮願	間接入寮願	直接誓約書 まで	間接誓約書 まで	その他	計
全 寮	8 (3.6)	7 (3.1)	52(23.3)	35(15.7)	53(23.8)	33(14.8)	8 (3.6)	27(12.1)	223
新	5 (4.2)	3 (2.5)	21(17.6)	22(18.5)	31(26.1)	18(15.1)	5 (4.2)	14(11.8)	119
女 子		1 (1.3)	15(19.5)	14(18.2)	22(28.6)	13(16.9)	3 (3.9)	9(11.7)	77
北海道・東北			24(43.6)	1 (1.8)	16(29.1)	10(18.2)		4 (7.3)	55
関 東	2 (3.6)		13(23.2)	12(21.4)	11(19.6)	2 (3.6)	4 (7.1)	12(21.4)	56
中部・近畿	6 (9.8)	5 (8.2)	11(18.0)	11(18.0)	21(34.4)	1 (1.6)	3 (4.9)	3 (4.9)	61
中四国・九州		2 (3.9)	4 (7.8)	11(21.6)	5 (9.8)	20(39.2)	1 (2.0)	8(15.7)	51
～1,000	1 (2.4)	5(11.9)	10(23.8)	4 (9.5)	9(21.4)	9(21.4)	3 (7.1)	1 (2.4)	42
～3,000		2 (2.9)	25(35.7)	16(22.9)	10(14.3)	8(11.4)	2 (2.9)	7(10.0)	70
～5,000			9(20.9)	2 (4.7)	15(34.9)	9(20.9)	3 (7.0)	5(11.6)	43
～8,000			7(18.9)	12(32.4)	3 (8.1)	7(18.9)		8(21.6)	37
8,000 以上	7(22.6)		1 (3.2)	2 (6.5)	15(48.4)			6(19.4)	31
全 額 徴			20(19.8)	24(23.8)	22(21.8)	17(16.8)	3 (3.0)	15(14.9)	101
一 部 徴	4 (4.6)	5 (5.7)	26(29.6)	9(10.2)	22(25.0)	10(11.4)	5 (5.7)	7 (8.0)	88
徴収なし	4(30.8)	2(15.4)	3(23.1)	1 (7.7)	1 (7.7)			2(15.4)	13
食 堂 欠	1 (4.2)	1 (4.2)	1 (4.2)	5(20.8)	5(20.8)	8(33.3)	2 (8.3)	1 (4.2)	24

上表は、入寮に際しての書類の提出状況をそれぞれ実数（百分率）で示したもので、その他という回答があったのは全寮223寮のうち12.1%に当る27寮で、その内容は次のようなものである。

間接に入寮願と入寮届がでている	12
直接に誓約書と入寮届がでている	4
誓約書のほかに入寮願がでている	3
直接または間接に入寮願がでている	2
誓約書は寮委員会が保管している	2
名簿のみが提出されている	2
間接に誓約書のみが提出されている	1
直接に入寮願と保証書が提出されている	1

なお、上表をそれぞれ帯グラフで示すと、次頁の如くである。



註) 「誓約書のほかに入寮願がでている」とその他の欄に記載されたのが3寮あったが、直接(個人から大学へ)間接(寮委員会等を通じて)の区分にふれておられないので、記載通りその他として処理した。
 グラフで下方に  を付したのは、すべて書類の提出が間接になされていることを示している。

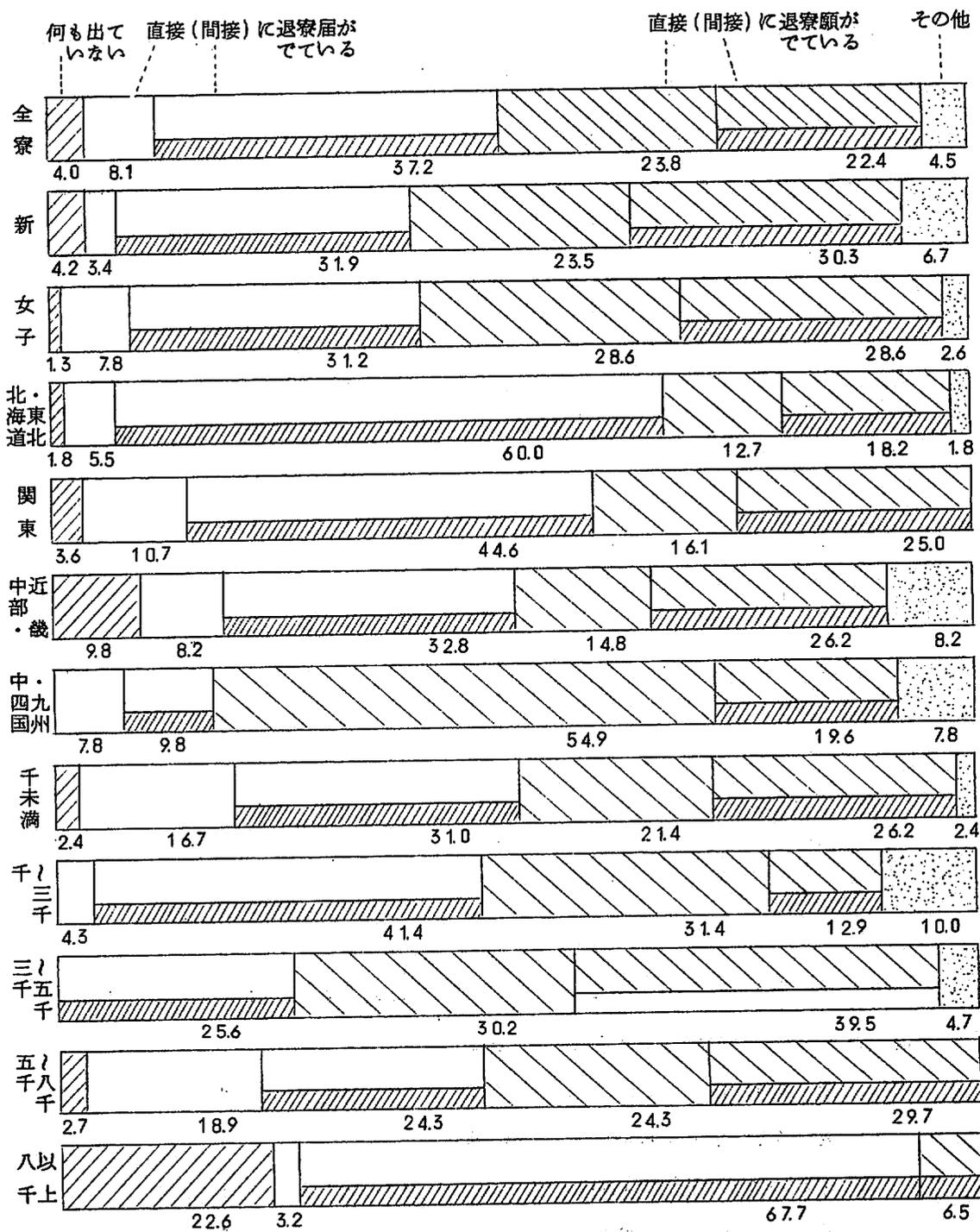
二. 退寮に際して

	何もし	直接退寮届	間接退寮届	直接退寮願	間接退寮願	その他	計
全 寮	9 (4.0)	18 (8.1)	83 (37.2)	53 (23.8)	50 (22.4)	10 (4.5)	223
新	5 (4.2)	4 (3.4)	38 (31.9)	28 (23.5)	36 (30.3)	8 (6.7)	119
女 子	1 (1.3)	6 (7.8)	24 (31.2)	22 (28.6)	22 (28.6)	2 (2.6)	77
北海道・東北	1 (1.8)	3 (5.5)	33 (60.0)	7 (12.7)	10 (18.2)	1 (1.8)	55
関 東	2 (3.6)	6 (10.7)	25 (44.6)	9 (16.1)	14 (25.0)		56
中部・近畿	6 (9.8)	5 (8.2)	20 (32.8)	9 (14.8)	16 (26.2)	5 (8.2)	61
中四国・九州		4 (7.8)	5 (9.8)	28 (54.9)	10 (19.6)	4 (7.8)	51
~1,000	1 (2.4)	7 (16.7)	13 (31.0)	9 (21.4)	11 (26.2)	1 (2.4)	42
~3,000		3 (4.3)	29 (41.4)	22 (31.4)	9 (12.9)	7 (10.0)	70
~5,000			11 (25.6)	13 (30.2)	17 (39.5)	2 (4.7)	43
~8,000	1 (2.7)	7 (18.9)	9 (24.3)	9 (24.3)	11 (29.7)		37
8,000 以上	7 (22.6)	1 (3.2)	21 (67.7)		2 (6.5)		31

上表は、退寮に際しての書類の提出状況をそれぞれ実数(百分率)で示したもので、その他という回答があったのは全寮223寮のうち4.5%に当る10寮で、その内容は次のようなものである。

直接に退寮願のほかに退寮届もでている	4
直接または間接に退寮願がでている	3
名簿のみが提出されている	2
口頭によって届けられている	1

なお、上表をそれぞれ帯グラフで示すと、次頁の如くである。



Ⅳ 光熱水料（基本料を除く）について

一つの大学においても、それぞれの学寮でこの徴収方法が異なっているものがある。この項では、一学寮で旧木造と新鉄筋を併設しているのが8あるが、これは新寮として計算した。

イ. 寮生の居室並びに炊事・入浴など寮生の私生活のために使用する光熱水料の徴収について

アンケートの回答による結果は第1表の如くである。

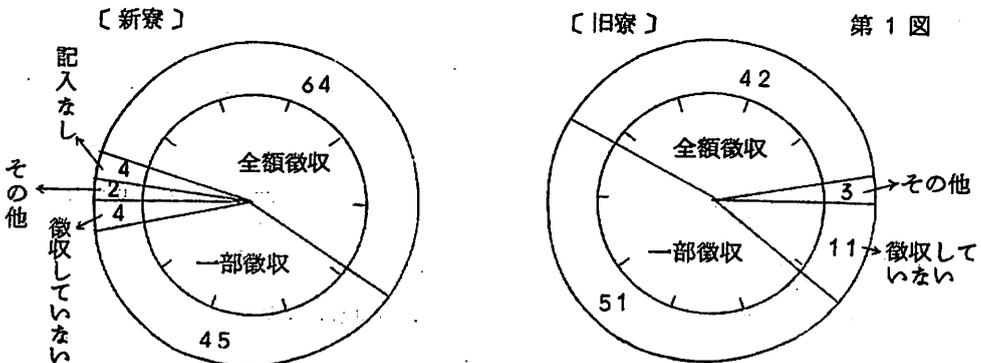
第1表

	(1)、全額徴収	(2) 一部徴収	(3) 徴収していない	(4) その他
新寮 の数	64 (53.8%) 〔28.3%〕	45 (37.8%) 〔19.9%〕	4 (3.4%) 〔1.8%〕	2 (1.7%) 〔0.9%〕
旧寮 の数	42 (39.3%) 〔18.6%〕	51 (47.7%) 〔22.6%〕	11 (10.3%) 〔4.9%〕	3 (2.8%) 〔1.3%〕

()内は新・旧それぞれの寮総数に対する百分率。

〔 〕内は(新+旧)寮総数(226)に対する百分率。

第1図は新・旧それぞれの寮総数を母数として算出し扇形グラフにし、同心円の外側に該当寮数、内側の円には10%ごと目盛を施したものである。



- (i) 全額徴収；新寮では受益者負担の原則に基づく全額徴収が53.8%と過半数を示している。旧寮では全額徴収は一部徴収より低い、それでも39.3%を示していることは注目に値する。
- (ii) 一部徴収；大学それぞれの事情があつてのことと思われるが、その徴収方法は種々様々である。すなわち、光熱水料として一括して一定の金額または歩合で徴収、あるいは電気・水道・燃料の3項目に分けてそれぞれの負担率を決め、この3項目全部にわたって徴収、その中2項目分を徴収、あるいは1項目のみを徴収する等がある。また、その徴収額は全額徴収に近いものから入浴用燃料費のみを全額徴収し、その他の光熱水料は全額大学が負担する（新寮3、旧寮3）など幅が広く、また、一定歩合後援会などの私会計より援助している所もある（新寮2、旧寮1）。

新・旧寮で比較的多い順に徴収方法を列挙すれば、

新寮の場合；

- a) 燃料費を大学負担とし、電気料と水道料を一定額徴収（8寮）。
- b) 電気・水道・燃料の3項目に分けてそれぞれの負担率を決めて徴収（7寮）。
- c) 自家給水している大学で水道料は大学負担とし、電気・燃料費の一部を徴収（6寮）。
- d) 居室の電気料のみを100%徴収（5寮）。

旧寮の場合；

- a) 炊事・入浴用燃料費のみを徴収（12寮）。
- b) 電気・水道・燃料の3項目についてそれぞれの負担率を決めて徴収（8寮）。
- c) 燃料費を大学負担とし、電気・水道料を一定額徴収（5寮）。

次に、この一部徴収を他の面から分析してみる。すなわち、光熱水料の3つの項目につき寮生の負担率を100%、50%、0%と大きく分けてま

めたのが下表（第2,3,4表）である。

電 気 料 第2表

	100%	50%	0%
新寮数	7	24	8
旧寮数	3	17	12

上表の50%の内容

	50%前後	55~230円/月・人	年間一定額大学負担 残額を寮生より徴収
新寮数	19	4	1（一定額72万）
旧寮数	7	8	2（一定額4,000~ 6,000円）

水 道 料 第3表

	100%	50%	0%
新寮数	5	15	10
旧寮数	1	12	15

上表の50%の内容

	20%~80%	30~74円/月・人
新寮数	13	2
旧寮数	4	8

燃 料 費 第4表

	100%	50%	0%
新寮数	15	15	1
旧寮数	25	10	3

アンケートが要求していた一部徴収の負担率の根拠の明記については、殆ど記入されていなかった。

(iii) その他；この欄の寮数は食事・入浴代を寮生が業者へ支払っているものである。

ロ. 寮生使用分のメーター設備の有無について

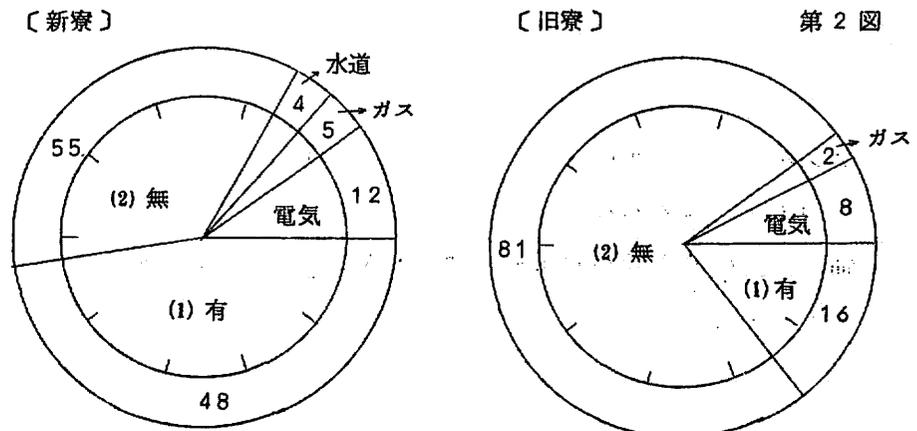
アンケートの回答による結果は第5表の如くである。

第5表

	(1) 設備有	(1)*電気メーター			(1)*ガス	(1)*水道	計〔(1)+(1)*〕
		コタツ用	居室用	管理共用部分	メーター	メーター	
新寮 の数	48 (40.3%)	0	1 0 2 (10.1%)		5 (4.2%)	4 (3.4%)	69-5 =64 (53.8%)
旧寮 の数	16 (15.0%)	5 3 7.5%		0	2 (1.9%)	0	26 (24.3%)

(1)* は(1)に○印をつけて、電気・ガス・水道など明記してあるもので、(1)の○印だけとは別にして数えた。また、新寮において(電気+水道)メーター1、(水道+ガス)メーター2、(ガス+電気)メーター2、と2種類のメーターを併置しているのが5寮あるので、新寮の計の所は64とした。()内は新・旧寮のそれぞれの総数に対する百分率である。

第2図は新・旧それぞれの寮総数を母数として算出し扇形グラフにし、同心円の外側に該当寮数、内側の円には10%ごと目盛を施したものである。



イ.とロ.のアンケートの回答から次のことが分析される。居室・コタツ用電気メーターを設備した寮は電気使用料の全額を徴収している。また、メーター設備をした寮(イ)+(ロ)* 90に対し、メーター(電気・ガス・水道を含む)を設備した寮(イ)で全額徴収は55で61.1%、一部徴収は32で35.6%、メーター設備があっても徴収していないのが新寮2となっている。(第5表参照)

ハ. 暖房費が区別できる場合、その徴収について

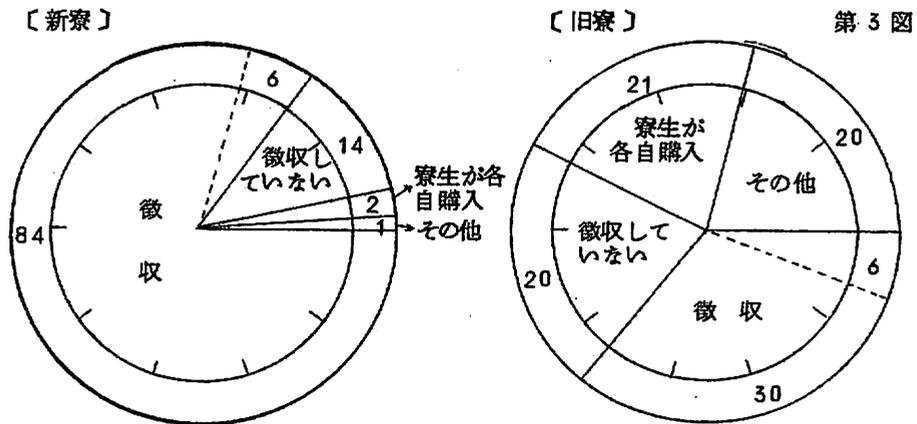
アンケートの回答分は第6表の如くである。

第6表

	(1)徴収している			(2)徴収していない	寮生が各自購入	(5)その他	総計
	区別できる	区別できない	計				
新寮	84 (78.5%)	6 (5.6%)	90 (84.1%)	14 (13.4%)	2 (1.9%)	1 (1%)	107
旧寮	30 (31%)	6 (6.2%)	36 (37.1%)	20 (20.6%)	21 (21.6%)	20 (20.6%)	97

()内は新・旧それぞれの寮の総計(新107, 旧97)に対する百分率である。

第6表を扇形グラフにし、同心円の外側に該当寮数、内側の円には10%ごと目盛を施したのが第3図である。



アンケートの回答で(3)その他に〇印をつけて寮生の各自購入と記入された分は別枠とした。(第6表)

暖房費の負担率については、新寮では明確で2.18文部省通達に基づき放熱面積により算出されている。^(※) 回答記入されたものについてまとめてみたのが第7表である。

負 担 率

第7表

	大学0~35% ^(※) 寮生100~65%	大学50% 寮生50%	大学100% 寮生0%	400~1,800円/月・人 寮生より徴収
新 寮	42	36	0	1
旧 寮	9	2	0	3

ボイラーマンの人件費分を寮生負担、暖房費は大学負担が1寮(旧寮)あった(第7表には算入していない)。

V 寮生の食事情況について

今回の実態調査は、食事のための設備、食堂の経営および喫食状況の3つの項目について行った。調査は、総計83校の国立大学について行われたが、寮のある大学は77校（新設の6大学には現在のところ寮がない）で、寮の総数は230であることが判明したので、1校当たり平均約3寮になっている。回答の内容を各項目別に検討すると、次のようである。

1. 学寮の食事設備についてのアンケート結果は

次の如くに分類される。

(イ) 食堂が付置されている学寮	201 (87.4%)
(ロ) 食堂は付置されず、自炊設備の完備している学寮	7 (3.0%)
(ハ) 食堂は付置されず、自炊設備が一部備わっている学寮	6 (2.6%)
(ニ) その他	12 (5.2%)

()内は学寮総数にしめる百分率を示す。

なお、食堂の設備はあるが現在給食を行っていない学寮と現在閉鎖中の学寮が2寮ずつあるが、これらはいずれも本項で学寮数から除外してある。

2. 食堂の経営についてのアンケート結果は

次の如くに分類される。

(イ) 食堂の経営形態

食堂の付置された201寮について

(i) 大学が経営する食堂	109 (54.2%)
(ii) 一部の炊事人を寮生が雇用する食堂	45 (22.4%)
(iii) 寮生の経営する食堂	27 (13.4%)
(iv) 業者に委託している食堂	6 (3.0%)
(v) 大学生協の経営している食堂	3 (1.5%)

(vi) その他 11 (5.5%)

(c) 食堂の従業員の実態

食堂の経営形態のうち、前記(i)の(i)(ii)(iii)の学寮、すなわち、大学または寮生の経営する学寮に付置された食堂(食堂の付置された学寮総数の90.0%)について、従業員の実態は次の如くである。

従業員総数	697人
(i) 1 食堂当り従業員数	3.8人
(ii) 従業員の内訳	
(a) 公務員である従業員	510 (73.2%)
(b) 学生雇従業員	55 (7.9%)

()内は従業員総数に対する百分率を示す。

なお、公務員である従業員のうち、回答に定員内と明記されたものが171人、定員外とされているものが135人であった。

3. 喫食状況

喫食状況について回答のあったのは201寮であった。その回答結果を分類すると次の如くである。

(i) 食堂の開設時間帯別調査

朝・昼・夕開設	86 (42.7%)
朝・夕開設	92 (45.8%)
昼・夕開設	13 (6.5%)
夕だけ開設	10 (5.0%)

()内は回答のあった学寮の総数との百分率を示す。

(c) 寮生の利用率(喫食状況)

朝食	54.0%
昼食	66.0%

夕食

76.9%

学寮に関する意見調査

大学名 _____

学寮を必要とする観点は、各大学（ときには各学部）により必ずしも一律ではありません。つきましては、次のそれぞれの観点から貴大学が現在お持ちの学寮又は改築・増設・新設予定の学寮を必要とされる程度をお聞かせいただきたいと思います。

1. 大学の立地条件からみて。（1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.）

備考：

2. 福利厚生施設とみて。（1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.）

備考：

3. 教育的効果からみて。（1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.）

備考：

4. 大学（学部）の特殊性から。（1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.）

備考：

5. その他

（記入上の注意）

1. 現在学寮をお持ちでない大学もご意見をお聞かせください。
2. 複数の学寮をお持ちの大学で、寮によって事情の異なる場合は、場合に応じて個々のご意見をお聞かせください。
3. 必要とされる程度については、各項目毎に次の例示によって、（）内の番号を○で囲み、補足意見があるときは備考欄に記入してください。

絶対必要である	… 1	どちらかといえばない方がよい	… 5
必要である	… 2	ない方がよい	… 6
あった方がよい	… 3	不必要である	… 7
どちらともいえない	… 4		

4. 上記1～4以外の観点からのご意見がありましたら、「その他」の欄

になるべく具体的に記入してください。

5. 本資料は、集計処理以外には使用せず、大学名も公表いたしません。正確なご意見をお寄せください。

学寮に関する実態調査

大学名

(記入上の注意)

1. 複数の学寮をお持ちの大学は、各学寮毎に別紙に記入してください。
2. 併記項目から選ぶ場合は、該当番号を○で囲み、「その他」を選ぶ場合は余白に具体的に記入してください。

I 学寮の形態について

次のそれぞれの事項について記入してください。

- (イ) 名称
- (ロ) 新寮・旧寮の区別
- (ハ) 木造・鉄筋の区別
- (ニ) 男子寮・女子寮の区別
- (ホ) 学生総数
- (ヘ) 寮の定員
- (ト) 寮の現員(昭51年6月1日現在)
- (チ) 特定の学部学生(又は大学院生)のみを対象とする学寮の場合は、その学部名、学部学生総数及び寮の定員

II 寮生の範囲、在寮期間等について

(イ) 寮生の範囲について、次の例示の中から一つを選んでください。

- (1) 学生全員を入寮させている。
- (2) 新入生だけを全員入寮させている。
- (3) 新入生の希望者の中から選考して入寮させている。
- (4) 学年に関係なく希望者の中から選考して入寮させている。
- (5) その他。

う。

(3) 選考の基準を大学と寮生代表が協議して決め、選考事務は寮生側が行う。

(4) 寮生にまかせる。

(5) その他。

(イ) 入寮に際して、(個人から直接に、又は寮生代表を通じて間接に)大学に対し入寮届、入寮願、誓約書が提出されていますか。次の例示の中から一つを選んでください。

(1) 何も提出されていない。

(2) 直接に } 入寮届が提出されている。

(2)' 間接に

(3) 直接に } 入寮願が提出されている。

(3)' 間接に

(4) 直接に } 入寮願と誓約書が提出されている。

(4)' 間接に

(5) その他。

(ロ) 退寮に際して、(個人から直接に、又は寮生代表を通じて間接に)大学に対し退寮届、退寮願が提出されていますか。次の例示の中から一つを選んでください。

(1) 何も提出されていない。

(2) 直接に } 退寮届が提出されている。

(2)' 間接に

(3) 直接に } 退寮願が提出されている。

(3)' 間接に

(4) その他。

IV. 光熱水料(基本料金を除く)について、次の各問ごとに例示の中から一つ

を選んでください。

(イ) 寮生の居室並びに炊事、入浴など寮生の私生活のために使用する光熱水料の徴収について

- (1) 全額徴収している。
- (2) 一部を徴収している。(この場合、負担率とできればその根拠を示してください。)
- (3) 徴収していない。
- (4) その他。

(ロ) 寮生使用分のメーター設備の有無について

- (1) ある。
- (2) ない。
- (3) その他。

(ハ) 暖房費が区別できる場合、その徴収について

- (1) 徴収している。(この場合、負担率とその根拠を示してください。)
- (2) 徴収していない。
- (3) その他。

V 寮生の食事情について、次の各問ごとに例示の中から一つを選んでください。

(イ) 設備について

- (1) 食堂が学寮に付置されている。
- (2) 食堂は付置されていないが、自炊設備が完備している。
- (3) 食堂はないが、自炊設備が一部整っている。
- (4) その他。

[以下は食堂設備のある寮のみ記入してください。]

(ロ) 食堂の経営について

- (1) 大学が行っている。
- (2) 一部の炊事人を寮生が雇って行っている。
- (3) 全面的に寮生が行っている。
- (4) 業者に委託している。
- (5) 大学生協が行っている。
- (6) その他。

上記(1)～(3)の場合、寮生雇従業員と公務員(定員内及び定員外)に分けて食堂従業員の数を示してください。

{	寮生雇従業員	名	}
{	公務員	名	}

- (イ) 寮生の喫食状況を寮生現員に対する百分率で、朝食、昼食、夕食それぞれについて示してください。

{	朝 食	%	}
{	昼 食	%	}
{	夕 食	%	}